

空き店舗等活用新規出店支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する商業活性化推進事業補助金のうち、空き店舗等活用新規出店支援事業については、同補助金交付要綱に定めるもののほか、申込資格等について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、鹿沼市内に存する空き店舗等に新たに店舗として出店するために必要な経費の一部を補助することにより、地域の活性化の促進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「空き店舗等」とは、店舗を目的とした賃借できる既存の建物（空き家を活用し、賃借できるものを含む。）をいう。ただし、新築の建物においては、新築後6箇月以上経過したものを「空き店舗等」とする。

(補助対象)

第4条 補助金の交付対象者は、個人、グループ、団体又は法人（以下「対象者」という。）とする。

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、鹿沼市内の空き店舗等に対象者が新たに出店して行う事業とする。

(補助金交付の要件)

第6条 補助金を受けることができる事業及び対象者は、次の要件を全て備えることとする。

- (1) 鹿沼市内で創業する者
- (2) 鹿沼市が発行する鹿沼市特定創業支援事業に関する証明書を受けている者（継続して伴走支援を受けること）
- (3) フランチャイズチェーン方式による運営でないこと
- (4) 店舗における経営を3年以上継続すること
- (5) 店舗が小売業、飲食業、サービス業又はその他市長が適当と認める業の店舗であること
- (6) オフィスとしての利用又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業でないこと
- (7) 店舗を転貸して業務を行うものでないこと
- (8) 店舗が鹿沼市内での移転によるものでないこと
- (9) 申請時点において市税に関する滞納処分をされていないこと
- (10) 申請時において法人にあっては市内に商業登記をし、個人事業者にあっては事業主

が市内に住民登録をしてある者

- (11) 市民生活の安全又は平穩を確保することを阻害するおそれのないこと
- (12) 宗教活動又は政治活動を主たる活動の目的としたものでないこと
- (13) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的としないこと
- (14) 暴力団でないこと又は暴力団の統制下でないこと
- (15) 過去に同補助金の交付を受けていないこと

（補助金の額）

第7条 第5条の事業に要する経費の補助金の額は店舗家賃（敷金、礼金その他これらに類するものを除く。）の費用の2分の1以内で月額3万円を限度とし、千円未満を切り捨てた額を予算の範囲内で交付する。平成30年度以降は店舗家賃（敷金、礼金その他これらに類するものを除く。）の費用の2分の1以内とし、1年目は月額3万円、2年目は月額2万円、3年目は月額1万円を限度とし、千円未満を切り捨てた額を予算の範囲内で交付する。

2 経営指導等の場合は、その費用の3分の1以内で6万円を限度とし、千円未満を切り捨てた額とする。

（補助期間）

第8条 第5条の事業に要する経費の補助期間は、営業を開始した日の属する月から起算して3年を限度とする。ただし、営業を開始した後の申請は、申請した月からを対象とし、営業を開始した日の属する月から起算して3年を限度とする。

2 経営指導等に要する費用に対する補助は、実施初年度のみ交付する。

（交付の申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は要領第6条に規定する申請をしなければならない。

2 補助事業が複数年度にわたる場合は、それぞれの年度ごとに申請するものとし、2年目以降の申請については、第1項第5号から第11号までの書類の提出を免除する。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 鹿沼市空き店舗活用推進事業補助金交付要綱によってした手続きその他の行為は、この要綱によってした手続きその他の行為とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前より継続して申請している者は、第4条の規定にかかわらず申請ができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第7条に関して、平成27年度以前に申請をしている者の家賃に対する補助率は2分の1以内とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

平成23年4月21日

サービス業に該当するものは、日本標準産業分類のLからRに該当するものとする。

L 学術研究、専門・技術サービス業

M 宿泊業、飲食サービス業

N 生活関連サービス業、娯楽業

O 教育、学習支援業

P 医療、福祉

Q 複合サービス事業

R サービス業(他に分類されないもの)